

商品先物取引業の廃止の公告

当行は、令和4年4月30日をもって商品先物取引業を廃止することといたしました。

商品先物取引法第百九十七条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品先物取引業に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品先物取引業者が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な取引及び返還を必要とする財産はございません。

以上、商品先物取引法第百九十七条第三項の規定により公告いたします。

東京都港区赤坂二丁目三番五号

株式会社東京スター銀行

代表執行役頭取 多田 正己